

屋外広告物の適正な設置・管理をお願いします

☎ 建設課 都市計画係 ☎62-9217

屋外広告物は、景観を損ねないように設置し、落下や倒壊などの危険を防止するため適正な維持管理を行いましょう。

◎屋外広告物とは

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出されるもの
のことをいいます。



▲適正に設置されていない広告物の例
(管理がされずサビてしまい、景観を損ねている)

○屋外広告物の表示設置が禁止される物件があります

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁などには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

○屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります

国道20号や中央自動車道から展望できる地域または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置するときや、高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置するときには、道路法や建築基準法の許可や確認が必要になります。

○屋外広告物の定期点検が必要です

近年、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、倒壊または落下による重大事故が発生した事例もあります。

●定期点検の実施をお願いします

- ・屋外広告物を表示し、設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行う必要があります。
- ・点検時期は、屋外広告物を表示・設置・改造したとき、およびその後3年以内ごとです。
- ・本体や表示面の変形・腐食・破損・はく離・汚染・退色、ボルトやビスのサビ・緩みなどを点検してください。

●点検結果の保管・報告をお願いします

- ・点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、大切に保管してください。
- ・表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

9月1日から9月10日までは、「屋外広告物適正化旬間」です。禁止物件の点検や除却、パトロールを重点的に実施しますので、ご理解、ご協力をお願いします。

富士見町商工業振興に関するお知らせ

☎ 産業課 商工観光係 ☎62-9342

富士見町商工業振興補助金は、平成30年10月1日より事業開始の90日前までに申請が必要です。申請される場合はお早めにご相談ください。

また、町では、先産性向上特別措置法に係る導入促進計画を策定し、国から同意を得ました。これにより、先端設備等導入計画の受け付けを開始しています。

詳しくは町ホームページ (<http://www.town.fujimi.lg.jp/>) をご覧いただくか、お問い合わせください。

●富士見町商工業振興事業補助金

町内の商工業者、建設業者が行う店舗や事務所の設備投資事業、また、商業者が行う空き店舗活用事業や賑わい創出事業、環境整備事業、工業者が行う人材育成事業に対して、その経費の一部を補助します。

●先端設備等導入計画

中小企業者・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。この基本計画の同意を受けることにより、税制支援などの支援措置を受けることができます。